

徳島県規則第五十三号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	国際スポーツ局
---------	---------

第五条第二項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同項中「消防保安課」を「消防保安課 環境首都課 環境指導課 環境管理課」に改め、同表危機管理部の消費者くらし安全局の項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改め、同表政策創造部の地方創生局の項中「地方創生推進課 地域振興課」を「とくしま回帰推進課 Society五・〇推進課」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	未来創生政策課 ダイバーシティ推進課 男女参画・人権課 次世代育成・青少年課 県民文化課 文化資源活用課
国際スポーツ局	スポーツ振興課 国際スポーツ大会課

第五条第二項の表商工労働観光部の項中「観光政策課 国際課」を「観光政策課」に改め、同表農林水産部の項中「林業戦略課」を「スマート林業課」に改め、同表県土整備部の項中「河川整備課 流域水管理課」を「水管理政策課 河川整備課」に改め、同条第三項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改める。  
第七条の表消費者くらし政策課の項を次のように改める。

環境首都課	自然エネルギー推進室
-------	------------

第七条の表環境首都課の項及びスポーツ振興課の項を削り、同表長寿いきがい課の項中「いきがい・活躍推進室」を「生涯健康室」に改め、同表中障がい福祉課の項を削り、林業戦略課の項を次のように改める。

スマート林業課	プロジェクト推進室
---------	-----------

第七条の表住宅課の項の次に次のように加える。

--	--

水管理政策課

水災害対策室

第八条中「危機管理部消防保安課」を「危機管理環境部消防保安課」に改める。  
第十八条第二項の表人権教育啓発推進センター所長の項及び男女共同参画交流センター所長の項中「県民環境部」を「未来創生文化部」に改め、同表県政広報幹の項の次に次のように加える。

災害医療幹	医療政策課広域 医療室	上司の命を受け、災害医療体制の確保並びに災害時医療活動における応援及び受援に関する事務を処理する。
-------	----------------	---

第十八条第二項の表海外戦略調整幹の項中「国際課」を「商工政策課」に改め、同表航空消防防災担当室長の項の次に次のように加える。

くらし安全担当室長	消費者くらし安全局消費者政策課	上司の命を受け、県民生活の安全に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	-----------------	---

第十八条第二項の表HACCP推進担当室長の項の次に次のように加える。

移住交流担当室長	地方創生局とくしま回帰推進課	上司の命を受け、移住交流の促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------	----------------	---

第十八条第二項の表ワールドマスターズゲームズ担当室長の項中「スポーツ・文化局スポーツ振興課」を「国際スポーツ局国際スポーツ大会課」に改める。  
第三十二条第一項の表県民環境部の項の前に次のように加える。

危機管理環境部	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目
---------	----------------	-----------

第三十二条第一項の表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	徳島県中央こども女性相談センター	徳島市昭和町五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
---------	------------------	-----------	---------------------------------------

第三十四条第一項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

--	--	--	--

未来創生文化 部	徳島県立徳島学 院	児童福祉法（昭和二十二 年法律第六十四号）第 四十四条及び児童福祉法 施行令（昭和二十三年政 令第七十四号）第二十六 条	鳴門市大麻町
徳島県文化の森 振興センター	徳島県文化の森総合公園 文化施設の運営を総合的 に推進するため	徳島市八万町	

第三十四条第二項の表徳島県産業人材育成センターの項の前に次のように加える。

徳島県文化の 森振興センタ ー	徳島県立図書館 （以下「図書館 」という。）	徳島市八万町	
徳島県立博物館 （以下「博物館 」という。）	徳島市八万町		
徳島県立近代美 術館（以下「美 術館」という。 ）	徳島市八万町		
徳島県立文書館 （以下「文書館 」という。）	徳島市八万町		
徳島県立二十一 世紀館（以下「 二十一世紀館」 という。）	徳島市八万町		
徳島県立鳥居籠 蔵記念博物館（ 以下「鳥居記念 館」という。）	徳島市八万町		

第三十八条第一項中「徳島県立徳島学院」の下に「、図書館、博物館、美術館、文書館、二十一世紀館、鳥居記念館」を加える。

第三十九条第一項の表副所長の項中第四号を第六号とし、第二号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 徳島県文化の森振興センター

第三十九条第一項の表副所長の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 徳島県自治研修センター

第三十九条第一項の表副校長の項の次に次のように加える。

副館長	
一	図書館
二	博物館
三	美術館
四	文書館
五	二十一世紀館
六	鳥居記念館

第三十九条第一項の表次長の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県立保健製薬環境センター

第三十九条第一項の表次長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「副校長」の下に「、副館長」を加える。

第四十一条第一項の表上席研究員の項の次に次のように加える。

上席学芸員	
上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の重要施策又は重要事業の推進に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。	

第四十一条第一項の表専門研究員の項の次に次のように加える。

専門学芸員	
上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。	

第四十一条第一項の表研究係長の項の次に次のように加える。

学芸係長	
上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に関し命ぜられた事項を処理する。	

第五十六条第二項の表中消費者行政新未来創造統括本部長の項及び働き方改革実践統括

本部長の項を削り、産学官連携・イノベーション創出統括本部長の項の次に次のように加える。

<p>外国人材受入促進統括本部長</p>	<p>上司の命を受け、外国人材の県内における就業及び定着の促進に関する事務を総括整理する。</p>
<p>働き方改革実践統括本部長</p>	<p>上司の命を受け、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、労働環境の整備その他働き方に係る施策の総合的な推進に関する事務を総括整理する。</p>

第五十六条第二項の表とくしまインダストリー四・〇推進統括本部長の項を次のように改める。

<p>Society 五・実装統括本部長</p>	<p>上司の命を受け、人工知能関連技術やインターネット・オブ・シングス活用関連技術その他の未来技術の活用による地域課題の解決に関する事務を総括整理する。</p>
--------------------------	--

第五十六条第二項の表国際スポーツ大会・インバウンド推進統括本部長の項の次に次のように加える。

<p>消費者行政新未来創造統括本部長</p>	<p>上司の命を受け、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターとの連携並びにこれらの機関の県内への移転の推進に関する事務を総括整理する。</p>
------------------------	--

別表第一スポーツ・文化局の項を次のように改める。

<p>国際スポーツ局</p>	<p>一 スポーツの振興及び国際スポーツ大会の開催に関する施策の総合的な推進に関すること。</p>
----------------	---

別表第二危機管理政策課の項第一号中「危機管理」の下に「及び環境行政」を加え、同項第四号中「危機管理部」を「危機管理環境部」に改め、同表とくしまゼロ作戦課の項第一号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

別表第二消防保安課の項の次に次のように加える。

<p>環境首都課</p>	<p>一 環境政策の企画及び調整に関すること。</p>
--------------	-----------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に関すること。</li> <li>三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。</li> <li>五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。</li> <li>六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。</li> <li>七 資源の再利用、再生化等に関する施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。</li> <li>九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。</li> <li>十 省資源運動の推進に関すること。</li> <li>十一 自然保護に関すること。</li> <li>十二 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。</li> <li>十三 徳島県環境創造基金に関すること。</li> <li>十四 徳島県環境審議会に関すること。</li> <li>十五 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</li> <li>十六 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">環境指導課</p> <p style="text-align: center;">自然エネルギー推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十七 自然エネルギーに関する企画及び調整に関すること。</li> <li>十八 自然エネルギー協議会に関すること。</li> <li>十九 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。</li> <li>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）の施行に関すること。</li> <li>二 廃棄物適正処理の推進に関すること。</li> <li>三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。</li> <li>四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に係ることに限る。）。</li> <li>五 廃棄物の広域処理に関すること。</li> <li>六 徳島県廃棄物処理計画に関すること。</li> <li>七 徳島県分別収集促進計画に関すること。</li> <li>八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。</li> </ul>

	<p>九 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関する事。</p> <p>十 徳島県自動車廃物認定委員会に関する事。</p> <p>十一 一般財団法人徳島県環境整備公社に関する事。</p>
<p>環境管理課</p>	<p>一 有害化学物質に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関する事。</p> <p>三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する事。</p> <p>五 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する事。</p> <p>六 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の施行に関する事。</p> <p>七 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関する事。</p> <p>八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関する事。</p> <p>九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関する事。</p> <p>十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関する事。</p> <p>十一 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関する事。</p> <p>十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する事。</p> <p>十三 徳島県生活環境保全条例の施行に関する事（生活環境の保全に関する規制等に係るものに限る。）。</p> <p>十四 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関する事。</p> <p>十五 徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の施行に関する事。</p> <p>十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関する事。</p> <p>十七 環境配慮の推進に関する事。</p> <p>十八 公害紛争処理法に規定するあつせん委員、調停委員会及び仲</p>

裁委員会並びに徳島県環境影響評価審査会に関すること。

別表第二消費者くらし政策課の項を次のように改める。

消費者政策課	
	<ol style="list-style-type: none"><li>一 消費者施策の企画及び調整に関すること。</li><li>二 消費者施策に係る国及び関係団体との連携の推進に関すること。</li><li>三 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。</li><li>四 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。</li><li>五 不当品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）</li><li>六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。</li><li>七 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。</li><li>八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。</li><li>九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。</li><li>十 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）</li><li>十一 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。</li><li>十二 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。</li><li>十三 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。</li><li>十四 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。</li><li>十五 徳島県消費生活審議会及び徳島県交通安全対策会議に関すること。</li><li>十六 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</li></ol>

別表第二市町村課の項第一号中「地域振興課」を「とくしま回帰推進課」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表地方創生推進課の項及び地域振興課の項を次のように改める。

とくしま回帰推進課	地方創生及び市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。
	一 地方創生及び市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。</li> <li>三 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。</li> <li>四 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。</li> </ul>
Society五・〇 推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 Society五・〇の実現に資する施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>二 情報通信基盤の整備の推進に関すること。</li> <li>三 電子自治体の推進に関すること。</li> </ul>

別表第二税務課の項中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法人事業税交付金の交付に関すること。

別表第二税務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表総務事務管理課の項第三号中「報酬及び賃金」を「及び報酬並びにパートタイム会計年度任用職員の給料、職員手当及び共済費」に改め、同表県民環境施策課の項の項名を「未来創生政策課」に改め、同項第一号中「県民生活及び環境行政」を「多様な主体の連携及び協働による活動並びに県民生活」に改め、同項中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

ダイバーシティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 ダイバーシティの推進に関する施策の総合的な調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>二 障がい者及び高齢者の活躍推進に関すること。</li> <li>三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。</li> <li>四 国際交流に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>五 多文化共生に関すること。</li> <li>六 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>七 旅券の交付に関すること。</li> </ul>
------------	---

別表第二次世代育成・青少年課の項第十一号中「徳島県少子化対策緊急強化基金」を「徳島県次世代はぐくみ未来創造基金」に改め、同表環境首都課の項から環境管理課の項までを削り、同表県民文化課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

文化資源活用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 文化財の保護及び活用に関すること。</li> <li>二 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関すること。</li> <li>三 銃砲刀剣類の登録審査等に関すること。</li> <li>四 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関すること。</li> </ul>
---------	--

別表第二スポーツ振興課の項及び文化資源活用課の項を次のように改める。

<p>スポーツ振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。</li> <li>二 東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金に関すること。</li> <li>三 国際スポーツ局の庶務事務の処理に関すること。</li> <li>四 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。</li> <li>五 徳島県立中央武道館に関すること。</li> <li>六 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。</li> </ul>
<p>国際スポーツ大会課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 国際スポーツ大会に係る施策の企画及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>二 国際スポーツ大会等の誘致及び交流事業に関すること。</li> <li>三 ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西の開催に関すること。</li> </ul>

別表第二薬務課の項第九号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表長寿いきがい課のいきがい・活躍推進室の項の項名を「生涯健康室」に改め、同項第十二号中「生きがいづくり及び活動の場づくり」を「健康長寿の推進」に改め、同表障がい福祉課の項を次のように改める。

<p>障がい福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 心身障害者福祉に関すること。</li> <li>二 障がい者の社会参加に関すること。</li> <li>三 障がい者の就労支援に関すること。</li> <li>四 社会福祉法の施行に関すること（心身障害者福祉に係るものに限る。）。</li> <li>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>六 発達障害者支援法の施行に関すること。</li> <li>七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。</li> <li>八 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関すること。</li> <li>九 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（平成二十七年徳島県条例第七十一号）の施行に関すること。</li> <li>十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の施行に関すること。</li> <li>十一 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団及び公益財団法人徳島県福祉基金に関すること。</li> </ul>
---------------	---

- 十二 徳島県障がい者施策推進協議会、徳島県障害者介護給付費等不服審査会、徳島県障害児通所給付費等不服審査会及び徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に関する事。
- 十三 徳島県障がい者相談支援センター及び徳島県発達障がい者総合支援センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関する事。
- 十四 徳島県立障がい者交流プラザに関する事。

別表第二商工政策課の項中第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 国際化に係る総合調整に関する事。
- 別表第二商工政策課の項第五号を次のように改める。
- 五 産業の国際化に関する事。

別表第二商工政策課の項第六号を削り、同項第七号中「、国際課」を削り、同号を同項第六号とする。

別表第二企業支援課の項中第二十一号を第二十四号とし、第十一号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

- 十一 商工金融に関する事。
- 十二 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関する事。
- 十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関する事。

別表第二国際課の項を削り、同表畜産振興課の項第九号中「人工授精師」を「家畜人工授精師」に改め、同表林業戦略課の項を次のように改める。

スマート林業課

- 一 林業の振興並びに森林及び林業に関する総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 森林計画に関する事。
- 三 森林及び林業の統計に関する事。
- 四 林業技術の普及及び指導に関する事。
- 五 特用林産物の生産奨励に関する事。
- 六 林業金融に関する事（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。
- 七 森林病虫害等の防除に関する事。
- 八 森林災害予防の啓発に関する事。
- 九 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）の施行に関する事。
- 十 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する事（プロジェクト推進室の分掌に属するものを除く。）。
- 十一 環境緑化に関する事（都市緑化に係るものを除く。）。
- 十二 地球温暖化の防止対策に関する事（森林の保全の推進等に係るものに限る。）。
- 十三 県営林及び公団造林に関する事。

	<p>十四 公有林に関すること。</p> <p>十五 入会林野等に関すること。</p> <p>十六 徳島県森林整備担い手対策基金、徳島県森林整備地域活動支援基金及び徳島県公有林化等推進基金に関すること。</p> <p>十七 徳島県森林審議会に関すること。</p> <p>十八 徳島県立神山森林公園及び徳島県立高丸山千年の森に関すること。</p> <p>十九 間伐に関すること（倒木対策に係るものに限る。）。</p> <p>二十 林業用の種苗及び育苗種に関すること。</p> <p>二十一 林業労働者対策に関すること（林業労働安全衛生に係るものに限る。）。</p>
<p>プロジ エクト 推進室</p>	<p>二十二 スマート林業プロジェクトの推進に関すること。</p> <p>二十三 造林に関すること。</p> <p>二十四 間伐に関すること（倒木対策に係るものを除く。）。</p> <p>二十五 木材産業の振興に関すること。</p> <p>二十六 木材の利用促進に関すること。</p> <p>二十七 森林経営管理法の施行に関すること（民間事業者の選定等及び林業経営者に対する支援措置に係るものに限る。）。</p> <p>二十八 森林組合に関すること（法人検査課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十九 林業労働者対策に関すること（林業労働安全衛生に係るものを除く。）。</p> <p>三十 徳島県貯木場に関すること。</p>

別表第二農山漁村振興課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の施行に関すること。  
別表第二営繕課の項の次に次のように加える。

<p>水管理政策 課</p>	<p>一 水資源の総合調整に関すること。</p> <p>二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 県が管理するダムの維持管理に関すること。</p> <p>四 濁り対策の推進及び調整に関すること（ダムに起因するものに限る。）。</p> <p>五 直轄河川整備の総合調整に関すること。</p> <p>六 水管理政策課、河川整備課、砂防防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関すること。</p>
--------------------	---

<p>水災害 対策室</p>	<p>七 水防対策及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の普及啓発に関すること。 八 水防法（昭和二十四年法律第九十二号）の施行に関すること（水防計画の策定に関することに限る。）。</p>
--------------------	--

別表第二河川整備課の項第三号中「（昭和二十四年法律第九十二号）」を削り、「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同項第九号を削り、同表流域水管理課の項を削り、同表砂防防災課の項第四号中「こと」の下に「（普及啓発に関するものを除く。）」を加え、同表水・環境課の項第四号中「推進」を「経営」に改め、同表監察評価課の県庁ふれあい室の項第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表監察評価課の項に次の一号を加える。

- 十 監察局の庶務事務の処理に関すること。
- 別表第二法人検査課の項に次の二号を加える。
- 五 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関すること。
- 六 徳島県公益認定等審議会の総括に関すること。
- 別表第二法制文書課の項第七号及び第八号を削る。
- 別表第四主任主事の項の次に次のように加える。

<p>主任司書</p>	<p>上司の命を受け、相当の経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する。</p>
-------------	---

別表第四主事の項の次に次のように加える。

<p>司書</p>	<p>上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。</p>
-----------	--------------------------------

別表第四主任研究員の項の次に次のように加える。

<p>主任学芸員</p>	<p>上司の命を受け、相当の経験を必要とする博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。</p>
--------------	---

別表第四研究員の項の次に次のように加える。

<p>学芸員</p>	<p>上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。</p>
------------	--

別表第五徳島県東部県税局の項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関すること。

別表第五徳島県東部県税局の項中第十四号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「臨時の学校職員」を「臨時的任用学校職員」に、「任用期間が当該年度の全月に及ぶ」を「電子計算組織による給与計算事務の処理対象となる」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関すること。

別表第六徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

<p>徳島県立保健製薬環境センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病原微生物に関する試験研究及び検査に関すること。</li> <li>二 食品衛生に関する試験研究及び検査に関すること。</li> <li>三 疫学に関する試験研究、検査及び調査に関すること。</li> <li>四 医薬品等の開発並びに品質、有効性及び安全性に関する試験研究及び技術指導に関すること。</li> <li>五 医薬品等の製造承認審査に伴う試験検査に関すること。</li> <li>六 医薬品等の製造管理及び品質管理に関すること。</li> <li>七 薬用植物の試験栽培及び研究並びに生薬の検査及び研究に関すること。</li> <li>八 有害物質を含有する家庭用品に関する試験研究及び検査に関すること。</li> <li>九 環境衛生に関する試験研究及び検査に関すること。</li> <li>十 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染に関する監視、測定、試験研究及び検査に関すること。</li> <li>十一 衛生検査技術の研修指導に関すること。</li> <li>十二 公害防止の技術指導に関すること。</li> <li>十三 その他保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に關し必要な試験研究、検査等に関すること。</li> </ul>
-----------------------	---

別表第六中徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立埋蔵文化財総合センターの項の次に次のように加える。

<p>徳島県文化の森振興センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島県文化の森総合公園文化施設（以下この項において「文化施設」という。）の運営に関する施策の総合的な推進に関すること。</li> <li>二 文化施設の予算の総合調整に関すること。</li> <li>三 美術品等の取得に関すること。</li> <li>四 その他文化施設の運営に必要な事業の実施に関すること。</li> </ul>
<p>図書館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、及び県民の利用に供すること。</li> <li>二 他の公立図書館、図書室等と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。</li> <li>三 読書の振興に関する集会等の文化活動のために集会室一及び集会</li> </ul>

	<p>室二を利用に供すること。</p> <p>四 その他図書館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
博物館	<p>一 考古、歴史、民俗、美術工芸、動物、植物及び地学に関する実物、標本、模型、文献、写真その他の資料（鳥居龍蔵に関する資料を除く。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 博物館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 博物館資料に関する観察会、講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 考古、歴史、民俗、美術工芸、動物、植物及び地学に関する講座等の文化活動のために博物館講座室を利用に供すること。</p> <p>五 その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
美術館	<p>一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 美術に関する講演会、講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 美術作品の展示のためにギャラリーを利用に供すること及び美術に関する講座等の文化活動のために美術館講座室を利用に供すること。</p> <p>五 その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
文書館	<p>一 県に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料（以下「文書館資料」という。）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。</p> <p>二 文書館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 文書館資料の展示、文書館資料に関する講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
二十一世紀館	<p>一 図書館、博物館、美術館、文書館、二十一世紀館及び鳥居記念館（以下「文化の森各館」という。）の振興に係る企画、広報及び調整に関すること。</p> <p>二 文化に関する情報を集積し、及び情報通信システムによつて県民の利用に供すること。</p> <p>三 演劇、音楽等の公演会、情報処理に係る技術に関する講座等を開</p>

	<p>催すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>四 文化活動のために二十一世紀館の施設を利用に供すること。</li> <li>五 文化の森各館に係る庶務事務の処理に關すること。</li> <li>六 文化の森各館に係る予算及び物品に關すること。</li> <li>七 文化の森各館の施設管理に關すること。</li> <li>八 その他二十一世紀館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</li> </ol>
<p>鳥居記念館</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 鳥居龍蔵に關する資料（以下「鳥居記念館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</li> <li>二 鳥居記念館資料に關する調査研究を行うこと。</li> <li>三 鳥居記念館資料に關する講座等の教育普及事業を行うこと。</li> <li>四 その他鳥居記念館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</li> </ol>

別表第七政策防災部の項第二号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同表地域創生部の項第十八号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十九号中「臨時の学校職員」を「臨時的任用学校職員」に、「任用期間が当該年度の全月に及ぶ」を「電子計算組織による給与計算事務の処理対象となる」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第四十号を第三十九号とする。

別表第八第一号中「危機管理部危機管理政策課」を「危機管理環境部危機管理政策課」に改め、同表第二号及び第三号中「危機管理部とくしまゼロ作戦課」を「危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」に改め、同表第二十号から第二十五号までを削り、同表第十九号中「県民環境部次世代育成・青少年課」を「未来創生文化部次世代育成・青少年課」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第十八号中「県民環境部男女参画・人権課」を「未来創生文化部男女参画・人権課」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第十七号中「県民環境部県民環境政策課」を「未来創生文化部未来創生政策課」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第十六号を第二十二号とし、第八号から第十五号までを六号ずつ繰り下げ、同表第七号中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第六号中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改め、同表第五号中「危機管理部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第四号中「危機管理部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を同表第三号の次に次のように加える。

<p>四</p>	<p>徳島県環境審議会</p>	<p>危機管理環境部環境首都課</p>
----------	-----------------	---------------------



五	徳島県自動車廃物認定委員会	危機管理環境部環境指導課
六	公害紛争処理法に規定するあつせん委員	危機管理環境部環境管理課
七	公害紛争処理法に規定する調停委員会	危機管理環境部環境管理課
八	公害紛争処理法に規定する仲裁委員会	危機管理環境部環境管理課
九	徳島県環境影響評価審査会	危機管理環境部環境管理課

別表第八第二十六号中「県民環境部スポーツ・文化局県民文化課」を「未来創生文化部県民文化課」に改め、同表第二十七号を削り、同表第二十八号中「県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課」を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同表第二十七号とし、同表第二十九号中「県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課」を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同表第二十八号とし、同表の次に次の一号を加える。

二十九	徳島県スポーツ推進審議会	未来創生文化部国際スポーツ局スポーツ振興課
-----	--------------	-----------------------

別表第八第五十二号中「農林水産部林業戦略課」を「農林水産部スマート林業課」に改め、同表第六十八号中「監察局法制文書課」を「監察局法人検査課」に改め、同表中第七十三号を第七十九号とし、第六十九号から第七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の六号を加える。

六十九	徳島県立図書館協議会	図書館
七十	徳島県立博物館協議会	博物館
七十一	徳島県立近代美術館協議会	美術館
七十二	徳島県立文書館協議会	文書館
七十三	徳島県立二十一世紀館協議会	二十一世紀館
七十四	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会	鳥居記念館

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。